

07336P-02 年度版

TAC 税理士講座

税理士受験シリーズ

36

所得税法

▽
理論マスター

平成30年度試験対策

法令等の改正・本試験の出題傾向に対応！



TAC出版
TAC PUBLISHING Group

はじめに

理論問題の解答は、特に問題の要点を捉え、簡潔平明に書くことが肝要である。与えられた問題に対し、要件、取扱いなど必要な項目はもらさないようにする反面、問題に外れた事項まで触れることは避けなければならない。

1問当たり25分程度で解答するものとした場合、1,500字程度が限度であるため、各理論について原則としてその範囲に収めるように配慮した。

また、各理論にチェック表を付けたので、暗記スケジュールに役立てて欲しい。

最近の理論問題は、個別問題形式のみではなく応用問題形式の出題が顕著となっているが、基本となるのは条文を中心とした個別問題である。

それぞれの規定についての理解ができていれば、どのような出題形式で問われていても恐れるに足らない。

そこで本書「理論マスター」で基本理論を把握し、「理論ドクター」で応用力を養成して最近の出題傾向に対処する力を養ってもらいたい。

本書が、ひとりでも多くの合格者輩出の一助となれば幸いです。

本書は平成29年7月までの施行法令に準拠している。

T A C 税理士講座

凡	例
法	所得税法
令	所得税法施行令
措法	租税特別措置法
措令	租税特別措置法施行令
国通法	国税通則法
災免法	災害減免法
復興財法	復興財源確保法
引	用
法22③	所得税法第22条第3項

本書を使用する際の注意点

1 テーマについて

法体系の確認がしやすいように、各理論問題については、テーマごとに分けて収録し、各テーマをページの上部に表示してあります。

また、各理論問題は、各テーマに属する枝番号（1－1等）で表示してあります。

法令の体系的な学習（応用理論対策等）に役立ててください。

2 ランクについて

各理論問題について、その科目を学習する上での重要度（ランク）を、理論問題のタイトルの横に表示してあります。

理論学習をする際の指針としてください。

ランクA …… 学習をするにあたって非常に重要度の高い理論問題

ランクB …… 学習をするにあたって比較的重要度の高い理論問題

ランクC …… 学習をするにあたって比較的重要度の低い理論問題

3 重要度について

各理論問題の中の各項目について、その理論問題の中での重要度を、項目のタイトルの横に表示してあります。

理論学習をする際の指針としてください。

◎ …… その理論問題の中で非常に重要度の高い項目

○ …… その理論問題の中で比較的重要度の高い項目

△ …… その理論問題の中で比較的重要度の低い項目

4 カッコ書きについて

本文中のカッコ書きについては、本文との区別がしやすいように文字の大きさを小さくして収録してあります。

まずは、カッコ書きを除いて文章を確認し、その後、カッコ書きを付け足す形で確認をすると学習しやすくなりますので、参考にしてください。

5 条文番号について

各理論の各項目について、参照して頂く条文番号を表示してありますが、条文番号については暗記（解答）する必要はありません。

CONTENTS

目 次

テーマ 1 : 総則関係

1-1	納税義務者	2
1-2	実質所得者課税の原則	4
1-3	納税地	6
1-4	非課税所得	8
1-5	特定新株予約権等の行使に係る経済的利益の非課税	12
1-6	保険金・損害賠償金等を受け取った場合	14

テーマ 2 : 各種所得

2-1	各種所得の意義及び所得の金額	22
2-2	利子所得	26
2-3	配当所得	28
2-4	給与所得	32
2-5	給与所得者の特定支出控除の特例	34
2-6	退職所得	36
2-7	山林所得	38
2-8	年金を受け取った場合	40

テーマ 3 : 事業所得等

3-1	所得計算の通則	44
3-2	収入金額の別段の定め	46
3-3	収入・費用帰属時期の特例	50
3-4	家事関連費等及び外国所得税の必要経費不算入等	54
3-5	資産に係る控除対象外消費税額等	56
3-6	必要経費に算入される資産損失	58
3-7	債権の回収不能	60
3-8	事業廃止後に生じた費用又は損失	62
3-9	貸倒引当金	64
3-10	同一生計親族が事業から受ける対価	66

テーマ4：譲渡所得等

4-1	取得費	70
4-2	生活に通常必要でない資産の災害等による損失	72
4-3	借地権等設定により権利金を受け取った場合	74
4-4	譲渡所得の基因となる資産等の贈与等の場合の譲渡所得等の特例	76
4-5	無償又は低額による資産の移転	78
4-6	国外転出時課税	82
4-7	固定資産の交換の所得税法の特例	86
4-8	居住用財産を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例	90
4-9	株式の譲渡による所得	92
4-10	特定中小会社等の株式に係る特例	96

テーマ5：課税標準

5-1	課税標準の趣旨と内容	100
5-2	損益通算	102
5-3	純損失の繰越控除	106
5-4	雑損失の繰越控除	108
5-5	一定の居住用財産の譲渡損失の特例	110

テーマ6：所得控除

6-1	所得控除の内容	114
6-2	雑損控除	120
6-3	医療費控除	126
6-4	配偶者控除	128
6-5	配偶者特別控除	130
6-6	扶養控除	132

テーマ7：税額計算等

7-1	平均課税	138
7-2	配当控除	142
7-3	住宅借入金等特別控除	144
7-4	外国税額控除	150

テーマ8：予納制度

8-1	利子所得及び配当所得の源泉徴収	154
8-2	給与所得の源泉徴収	156
8-3	年末調整	160
8-4	退職所得の源泉徴収	164
8-5	公的年金等の源泉徴収	166
8-6	特定口座の源泉徴収	168
8-7	支払調書・源泉徴収票	170
8-8	予定納税制度	172
8-9	予定納税額の減額承認申請	174

テーマ9：確定申告等

9-1	確定申告の種類	178
9-2	確定所得申告	184
9-3	総収入金額報告書・国外財産調書・財産債務調書	188
9-4	納付の原則	190
9-5	所得税額の延納	192
9-6	納税の猶予	194
9-7	還付の原則と予納税額等の還付	196
9-8	純損失の繰戻し還付	198
9-9	青色申告	202
9-10	青色申告の特典	204
9-11	青色申告特別控除	206
9-12	業務を行う者の記帳義務	208

テーマ10：是正手続等

10-1	修正申告	210
10-2	更正の請求	212
10-3	更正又は決定	214
10-4	国外転出時課税に係る是正手続	218
10-5	附帯税	220
10-6	不服申立て	222

《参考1》 条文を読む上で注意すべき用語 224

《参考2》 主要な所得税法の条文番号 228

テーマ

1

総則関係

- 1-1 納税義務者
- 1-2 実質所得者課税の原則
- 1-3 納税地
- 1-4 非課税所得
- 1-5 特定新株予約権等の行使に係る経済的利益の非課税
- 1-6 保険金・損害賠償金等を受け取った場合

納税義務者（法人である納税義務者を除く）

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

1 納税義務者の種類（法2①三～五、3、5）

重要度◎

所得税は、個人を**居住者**と**非居住者**に、さらに**居住者**を**非永住者**と**非永住者**以外の**居住者**に区分して納税義務を課している。

- (1) **居住者**とは、**国内**に**住所**を有し、又は現在まで引き続いて**1年以上**居所を有する個人をいう。
- (2) **非永住者**とは、**居住者**のうち、**日本国籍**を有しておらず、かつ、過去**10年以内**において**国内**に**住所**又は**居所**を有していた期間の合計が**5年以下**である個人をいう。
- (3) **非居住者**とは、**居住者以外**の個人をいう。

(注) **公務員**は、原則として、**国内**に**住所**を有しない期間についても**国内**に**住所**を有するものとみなして、上記の判定を行う。

2 課税所得の範囲（法7、8、95）

重要度◎

- (1) **非永住者以外**の**居住者**……**すべて**の所得
- (2) **非永住者**……**国外源泉所得以外**の**所得**及び**国外源泉所得**で**国内**で**支払われ**、又は**国内**に**送金**されたもの
- (3) **非居住者**……**国内源泉所得**

(注) 国内源泉所得とは、国内にある**土地建物等の譲渡の対価**、国内にある**不動産等の貸付けの対価**、日本国の**国債**、**地方債**又は**内国法人が発行する債券**の**利子**、**国内にある営業所**に預けられた**預貯金の利子**、**内国法人から受ける配当等**又は**国内における勤務等**による**給与等**など、その源泉が国内にある所得として一定のものをいう。

国外源泉所得とは、その源泉が国外にある所得として一定のものをいう。

但し、**租税条約**により異なる定めがある場合は、**その条約**の定めるところによる。

3 課税方法（法21、22、164～165、169）

重要度◎

テーマ
.....
1

(1) 居住者

原則として、**総合課税の方法**による。

(2) 非居住者

① 恒久的施設を有する非居住者

恒久的施設帰属所得は、**居住者に準じて**課税される。

その他の国内源泉所得は、下記②に準じて課税される。

なお、恒久的施設とは、非居住者の国内にある支店、工場などをいう。

② ①以外の非居住者

国内にある資産の運用等による所得は、**居住者に準じて**課税される。

その他の国内源泉所得は、**源泉分離課税の方法**による。

※ 所得控除は、**雑損控除**、**寄附金控除**及び**基礎控除**のみが適用される。

4 復興特別所得税（復財法8）

重要度◎

所得税の納税義務者は、**復興特別所得税**の納税義務がある。



参 考

原則として、総合課税の方法

次に掲げる所得は、それぞれ次による。

- (1) 上場株式等の配当所得等で一定のもの、土地建物等の譲渡所得、一般株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る譲渡所得等、先物取引に係る雑所得等、山林所得、退職所得について、**分離課税の方法**による。
- (2) 利子等、配当等などについて、**源泉分離課税の方法**、**申告不要**の特例がある。

1-2

実質所得者課税の原則

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

1 原則 (法12)

重要度◎

資産又は事業から生ずる**収益**の法律上帰属するとみられる者が**単なる名義人**で、その**収益を享受せず**、その者以外の者が**その収益を享受**する場合には、**その収益**は、これを**享受する者**に帰属するものとして、所得税法の規定を適用する。

2 信託財産の帰属 (法13)

重要度◎

信託の**受益者**は、その**信託財産**に属する**資産及び負債**を有するものとみなし、かつ、その**信託財産**に帰せられる**収益及び費用**は、**信託の受益者の収益及び費用**とみなして、所得税法の規定を適用する。

但し、**一定の投資信託**などを除く。

3 名義人受領の調書 (法228)

重要度○

業務に関連して、**名義人**として**利子配当等**などの支払を受ける者は、その**利子配当等**などに関する調書を、その支払を受けた年の**翌年1月31日**までに、税務署長に提出しなければならない。

4 補完規定

重要度△

- (1) 同一生計親族が事業から受ける対価 (法56、57)
- (2) 同族会社等の行為又は計算の否認 (法157)
- (3) 事業所の所得の帰属の推定 (法158)
- (4) 非居住者の恒久的施設帰属所得に係る行為計算の否認 (法168の2)



信託財産等の帰属

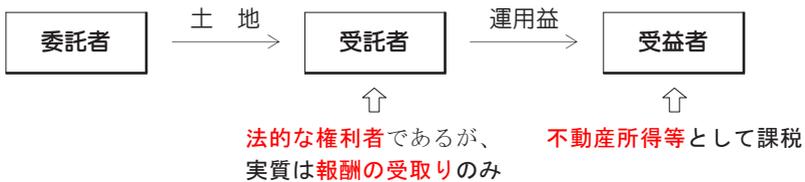
信託の当事者は、**委託者**、**受託者**（信託銀行等）、**受益者**の三者である。

信託財産等の法的な権利者は受託者である。

しかし、**受託者**は単に**信託報酬**を受けるのみで、その収益を**実際に享受**するのは**受益者**である。

したがって、**受益者**が**信託財産等**を有するものとみなし、**信託財産**に係る**収益費用**は、その収益・費用が発生した段階で、**受益者の収益・費用**とみなされる（受益者等課税信託）。

[土地信託の場合]



但し、**一定の投資信託**などは、**受益者**が収益の分配の**受領時**に、**利子所得**などとして課税の方が合理的であることから、除かれている。

- (1) **集団投資信託** ⇨ **受領時に受益者**に、利子所得等として課税（証券投資信託等）
- (2) **退職年金等信託** ⇨ **受領時に受益者**に、退職所得等として課税（国民年金基金信託、確定給付企業年金信託等）
- (3) **法人課税信託** ⇨ **収益発生時に受託者**に課税（特定目的信託等）

法人課税信託は、分配金が**受益者**に分配されたときに、**剰余金の配当**として、**受益者**に課税される。

1-3

納税地

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

1 意義

重要度○

納税地とは、**納税者が申告、納付等**をする場合又は**税務官庁が更正、決定等**をする場合の**基準**となる場所をいう。

2 原則的納税地（法15）

重要度◎

- (1) 国内に**住所**を有する場合
……その**住所地**
- (2) 国内に**住所**を有せず、**居所**を有する場合
……その**居所地**
- (3) 国内に**住所及び居所**を有しない場合
 - ① 国内に**恒久的施設**を有する場合
……その**恒久的施設**を通じて行う**事業に係る事務所等**の所在地
 - ② (1)又は(2)に該当していた者で、**①に該当せず**、かつ、**納税地とされていた場所に親族等が居住**しているとき
……その**納税地とされていた場所**
 - ③ ①及び②以外で、国内にある**不動産の貸付等の対価**を受ける場合
……その**対価に係る資産の所在地**
 - ④ 上記以外の場合
……その者が**選択した場所等**

3 選択的納税地（法16）

重要度◎

- (1) 国内に**住所**のほか**居所**を有する者
住所地に代え、**居所地**を納税地とすることができる。
- (2) 国内に**住所**又は**居所**を有し、かつ、それ以外の場所に**事業場等**を有する者
住所地又は**居所地**に代え、**事業場等**の所在地を納税地とすることができる。
- (3) **納税地を変更**しようとする者
変更前の納税地の所轄税務署長に、その旨の**届出書**を提出しなければならない。
なお、その**提出後**の納税地は、その**変更後**の納税地とする。

4 死亡した者の納税地 (法16⑥)

重要度◎

死亡した者の納税地は、その**死亡した者の死亡時**における納税地とする。

5 源泉徴収に係る納税地 (法17等)

重要度◎

源泉徴収に係る納税地は、その**支払をする者の支払事務を取扱う事務所等**のその**支払の日**における所在地とする。

但し、**公社債の利子、内国法人が支払う剰余金の配当等**は、その支払をする者の**本店**又は**主たる事務所**の所在地とする。

なお、**特定公社債の利子等及び上場株式等の配当等**は、国内における**支払の取扱者**を支払いをする者とみなし、但し書きは適用しない。

6 納税地の指定 (法18)

重要度◎

納税地が**不相当**であると認められる場合には、**国税局長**又は**国税庁長官**が、納税地を指定し、**書面により通知**する。

7 納税地に異動があった場合 (法20)

重要度○

納税地に異動があった場合には、**遅滞なく、異動前**の納税地の所轄税務署長に、**その旨の届出書**を提出しなければならない。

8 復興特別所得税 (復財法11)

重要度○

復興特別所得税の納税地は、**所得税の納税地**とする。

1-4

非課税所得

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

1 利子所得関係 (法10、措法4、4の2、4の3、5)

重要度○

- (1) 障害者等の元本350万円以下の預貯金等の利子で一定の手続をしたもの
- (2) 障害者等の元本350万円以下の公債の利子で一定の手続をしたもの
- (3) 元本550万円以下の財形貯蓄（住宅又は年金に限る。）の利子で一定の手続をしたもの
- (4) 納税準備預金の利子（租税納付目的以外に引出された期間の利子を除く。）等

2 配当所得関係 (法9①十一、措法9の8、9の9)

重要度○

- (1) オープン型の証券投資信託の収益の分配のうち元本払戻金（特別分配金）
- (2) 非課税口座内少額上場株式等の配当等

3 給与所得関係 (法9①四～八、措法29の2)

重要度○

- (1) 出張旅費等で通常必要と認められるもの
- (2) 通勤手当のうち通常必要と認められるもの
- (3) 制服等の現物給与で、その職務の性質上欠くことのできないもの
- (4) 国外勤務者の在外手当
- (5) 外国政府等に勤務する特定の者の給与
- (6) 特定新株予約権等の行使に係る経済的利益

4 退職所得関係 (法9①十六)

重要度○

相続又は遺贈により取得したものとみなされる退職手当金等

5 譲渡所得等関係

重要度◎

(法9①九十、措法37の14、37の14の2、40、40の2、40の3)

- (1) **生活に通常必要な動産**（1個又は1組の価額が30万円超の貴石等、書画、骨とう及び**美術工芸品**を除く。）の譲渡による所得
- (2) **強制換価手続**による資産（**棚卸資産等**を除く。）の譲渡による所得
- (3) 国等に対する資産の**贈与**又は**遺贈**による所得
- (4) 国等に対する**重要文化財**の譲渡による所得
- (5) **相続税の物納**による所得
- (6) **非課税口座内少額上場株式等**の譲渡による所得

6 一時所得関係（法9①十四、十六等）

重要度○

- (1) **相続、遺贈**又は**個人からの贈与**により取得するもの
- (2) **心身**に加えられた損害につき支払を受ける**慰謝料**その他の**損害賠償金**及び**身体**の傷害に基因して支払を受ける**保険金等**
- (3) **資産**に加えられた損害につき支払を受ける**保険金、損害賠償金等**
- (4) **当せん金付証票法**による**当せん金付証票**の当せん金品
- (5) **オリンピック大会等**の成績優秀者を表彰するものとして交付される金品等

7 雑所得関係（法9①三等）

重要度○

- (1) **増加恩給**（これに併給される**普通恩給**を含む。）及び**傷病賜金等**
- (2) **遺族恩給**及び**遺族年金**（**死亡した者の勤務**に基づいて支給されるものに限る。）
- (3) **心身障害者扶養共済制度**に基づく給付
- (4) **文化功労者年金**等

1-4-1 給与所得者の非課税

1 出張旅費等（法9①四）

給与所得者が出張若しくは転勤をした場合又は就職若しくは退職した者が転居した場合の旅費等で、通常必要であると認められるものは、非課税とされる。

2 一定の通勤手当（法9①五）

通勤する給与所得者が通勤に必要な交通機関の利用等のための通勤手当のうち、通常必要であると認められるものは、非課税とされる。

3 制服等の現物給与（法9①六）

給与所得者が使用者から受ける制服等の現物給与で、その職務の性質上欠くことのできないものは、非課税とされる。

4 在外手当（法9①七）

国外勤務者の受ける一定の在外手当は、非課税とされる。

5 外国政府等に勤務する特定の者の給与（法9①八）

外国政府等に勤務する特定の者の給与等は、非課税とされる。

6 特定新株予約権等の行使に係る経済的利益（措法29の2）

株式会社の取締役、執行役又は使用人が、会社との契約により与えられた新株予約権等で一定の要件を満たすもの（特定新株予約権等）を行使して株式を取得した場合の経済的利益は、非課税とされる。

1-4-2 資産の譲渡による所得の非課税

1 生活に通常必要な動産（法9⑨）

自己又はその親族が生活の用に供する家具、衣服等の動産で一定のものの譲渡による所得は、非課税とされる。

2 強制換価手続（法9⑩）

資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難である場合における強制換価手続による資産（棚卸資産等を除く。）の譲渡による所得は、非課税とされる。

3 国等に対する財産の贈与等（措法40）

譲渡所得の基因となる資産等を国、地方公共団体及び特定の公益法人等に対し贈与又は遺贈した場合には、その贈与又は遺贈はなかったものとみなす。

4 重要文化財（措法40の2）

個人が、重要文化財を国及び地方公共団体に譲渡した場合の所得は、非課税とされる。

5 物納（措法40の3）

個人が、相続財産を物納した場合の所得は、非課税とされる。

6 非課税口座内少額上場株式等の譲渡による所得（措法37の14、37の14の2）

居住者が、非課税口座内上場株式等又は非課税累積投資口座内上場株式等を譲渡をした場合には、その譲渡による所得については非課税とされる。

1-5

特定新株予約権等の行使に係る経済的利益の非課税

--	--	--	--	--	--	--	--	--

■趣 旨■

給与所得者の新株予約権の権利行使による経済的利益は、原則として給与所得として課税されるが、一時に課税すると、取得した株式を納税資金捻出のために売却せざるを得ないことから、一定要件を満たした場合は、非課税とされる。

1 内 容 (措法29の2①)

重要度○

株式会社（一定の子会社を含む。）の取締役、執行役又は使用人（大口株主等を除く。）が、その会社との契約により与えられた新株予約権等で、次の要件を満たすもの（特定新株予約権等）を行使して株式を取得した場合の経済的利益は、非課税とされる。

- (1) 権利行使は、付与決議日から2年超10年以内に行うこと
- (2) 権利行使価額の年間合計額が1,200万円以下であること
- (3) 取得した株式は、一定の金融商品取引業者等の営業所等に保管の委託等がされることなど

2 経済的利益の価額 (令84)

重要度△

経済的利益の価額は、権利行使時における株式の価額から払込金額を控除した金額による。

3 手 続 (措法29の2②)

重要度△

この規定は、権利行使の際、一定の書面をその株式会社に提出した場合に限り適用する。

4 株式を譲渡した場合

重要度△

上記1により取得した株式を譲渡した場合は、払込金額を取得価額とした上で、一般又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額として課税される。

5 保管の委託等を解約した場合（措法29の2④）

重要度△

上記1(3)の保管の委託等を解約し、**取得した株式の返還等**があった場合には、その株式を、**その時の価額**により**譲渡したものとみなし**、**その時の価額**により**取得したものとみなす**。

税理士受験シリーズ
2018年度版 36 所得税法 理論マスター

発行日 2017年8月24日

初版発行

編著者 TAC株式会社 (税理士講座)

発行者 斎藤博明

発行所 TAC株式会社 出版事業部 (TAC出版)
〒101-8383 東京都千代田区三崎町3-2-18

電話 (営業) 03-5276-9492

FAX 03-5276-9674

<http://www.tac-school.co.jp/>

<https://bookstore.tac-school.co.jp/>

© TAC 2017

管理コード 07336P-02

〈ご注意〉

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されている著作物です。本書の全部または一部につき、無断で複製(コピー)、転載、改ざん、公衆送信(ホームページなどに掲載すること(送信可能化)を含む)されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合、および本書を使用して講義・セミナー等を実施する場合には、小社宛許諾を求めてください。